

Ⅲ. 今後の重点課題

(1) 今後の少子化対策・子育て支援対策の方向

①国の示す少子化対策の方向

a) 少子化の背景

⇒少子化の進行の背景に「家族・地域のゆらぎ」の面が大きく影響

■家族・地域のゆらぎ（少子化社会白書より抜粋）■



明治時代以降の子育ては、基本的には父母とその子どもの核家族において担われてきたが、家族内（祖父母や父母のきょうだい、子どものきょうだい、親類等）における助け合いに加え、身近な地域における助け合いやふれあい等を通じて、子育てを地域社会全体で支援するという機能が働いていたとみられる。

しかし、現在の子育ては、核家族化や離婚の増大によるひとり親世帯の増加、地域社会における希薄な人間関係等によって、ややもすると、地域において孤立したり、母親ひとりだけの「孤」育てとなったりしている問題を抱えがちであると指摘されている。

子育てをしている夫婦がその手助けを頼っている相手を見ると、その夫婦の親が突出して高い。そのほかには、ファミリーサポート・センターなどの公的な子育て支援サービスなどがあげられているものの、その割合は夫婦の親と比べればはるかに小さい。近所の知人をあげる割合も小さい。かつての日本では年長の子どもが年下の弟妹の「子守り」をすることが普通であったが、きょうだいが少ない現在では例外的なこととなっている。こうした状況においては、自分または配偶者の親から援助が受けられず、外部の保育サービスも受けていない子育て夫婦の場合、夫が子育てを助けなければ、妻だけに子育ての責任と負担がかかってしまい、いわゆる育児ノイローゼや児童虐待等の不幸な事態を引き起こしかねない。

また、地域社会の中で人間関係が希薄化し、お互いの協力関係が弱くなる中で、身近な地域で相談相手や自分に代わって短時間子どもを預けられる人がいないなど、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている状況がみられる。アンケート調査結果によれば、特に、在宅で育児を行っている割合の高い3歳未満児を持つ母親の半数近くが社会からの疎外感や孤立感を感じている。

b) 子育ての新たな支えあいと連携

⇒働いているいないに関わらず、親と子の育ちを地域で支えて、孤立した子育てをなくしていくことが重要

■子育ての新たな支えあいと連帯（少子化社会白書より抜粋）■



地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感が増大している。働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていくことが必要である。

2004（平成16）年12月に策定された子ども・子育て応援プランでは、地域における子育て支援の拠点の整備を2009（平成21）年度までに6,000か所を実施することを数値目標とするとともに、すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流が出来るようになることや、孤独な子育てをなくすことを、目指すべき社会の姿として掲げており、現在、子ども・子育て応援プランの着実な推進に努めているところである。

これらの具体的な事業と碧南市の状況は以下のとおりです。

事業名	内 容
(1) 一時預かりサービス（一時保育）の推進→碧南市は実施しており、充足している	就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時の保育等に対する需要に対応するため、一時保育促進事業を1990（平成2）年度から実施している（2005年度実施箇所数：5,959か所）。
(2) 地域子育て支援センターの設置促進→碧南市では2か所設置している。	1993（平成5）年度から地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、保育所において地域の子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援センター事業を実施しており、これまでその設置箇所数を増加させ拡充を図ってきた。地域子育て支援センターでは、次の5事業から地域の実情に応じた3事業（小規模型では2事業）を選択して実施することとなっている。 〔1〕 育児不安等についての相談指導 〔2〕 地域の子育てサークル等への育成・支援 〔3〕 地域の保育需要に応じた保育サービスの積極的実施・普及促進の努力 〔4〕 ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等 〔5〕 家庭的保育を行う者への支援
(3) つどいの広場の設置促進→碧南市では未実施である。	地域協同体の機能が失われつつあることや核家族化等を背景として、子育て中の親等からは、「身近なところでいつでも気軽に親子で集える場所」の整備が求められている。このため、2002（平成14）年度から、概ね3歳未満の乳幼児とその親が気軽に集まり、相談、情報交換、交流ができる「つどいの広場」事業を実施している。「つどいの広場」については、NPOをはじめとする多様な主体により運営されており、余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗などを活用した、身近な場所での設置が進められている（2005年度には全国で488か所で、地域子育て支援センターとあわせて3,655か所となっている）。

②新しい少子化対策（平成 18 年 6 月 20 日）

国では、平成 18 年 6 月の少子化社会対策会議において少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、「新しい少子化対策」が決定されました。このなかでは、特に、家族・地域の絆の再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進を強調していること、親が働いているかいないかにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するということが重視されており、以下の基本視点が示されています。



a) 社会全体の意識改革

様々な施策を総合的に推進する必要があるが、各種施策がより大きな効果をあげる上で重要なのは、“家族の絆や地域の絆を強化すること”である。生命を次代に伝え育てていくこと、家族の大切さが理解されることが重要である。子どもを家族が育み、家族を地域社会が支える。国・地方公共団体・企業・地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組むことが重要である。

b) 子どもと家族を大切にす視点にたつた施策の拡充

子育て支援は、単に親の負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や家族の絆を強めることにつながる。

■子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。

■親が働いているかいないに関わらず、全ての子育て家庭を支援するという観点も加えて子育て支援策を強化し、在宅育児や放課後対策も含め、地域の子育て支援を充実する。

■子供を生み育てる人が、仕事において、不利な立場に陥らないよう、仕事と子育ての両立支援の推進や、子育て期の家族が子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、男性を含めた働き方の見直しを図る。

■親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講じる。

■就学期における子どもの安全確保に関する抜本的対応や、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化に取り組むとともに、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援を拡充する。

新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

I 新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

- ① 出産育児一時金の支払い手続の改善
- ② 妊娠中の健診費用軽減
- ③ 不妊治療の公的助成の拡大
- ④ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実

IV 中学生・高校生・大学生期

- ① 奨学金の充実等
- ② 学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

『厚生労働省資料より作成』

③新たな取組み

『子ども子育て応援プランと新しい少子化対策について』が平成18年6月に少子化社会対策会議で決定され、これをふまえた少子化対策の総合的な推進をめざし、子育て支援センター事業とつどいの広場事業の再編、児童手当の支給対象の拡充、幼稚園・保育園の一元化など、国・県の示す方向も動きがみられる部分があります。

放課後子どもプランや厚生労働省の平成19年度予算概要要求においても、児童健全育成事業において、放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進に向けてソフト及びハード両面での支援措置を講じることが掲げられています。また、地域における子どもの健全育成事業の充実として、中・高校生と乳幼児のふれあう機会の促進、児童センター等の整備と活動の促進が示されています。一方で、子どもの安全の確保、いじめや虐待など人権の確保などに関する問題も表面化しており、市においては関係機関とのネットワークづくりを強化していますが、地域との連携の強化は重要性が高まっています。

a) 地域子育て支援拠点事業

平成 19 年 2 月には厚生労働省から「地域子育て支援拠点事業実施要綱（案）」が示され、親子が集える場の拡充については、子育て支援センターとつどいの広場事業が再編されて、地域子育て支援拠点事業として実施されます。内容については、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としてその拠点施設として (1) ひろば型、(2) センター型、(3) 児童館型が示されており、いずれも「親子の交流」「地域との交流」をめざした施設といえます。

《地域子育て支援拠点事業の概要》

	ひろば型	センター型	児童館型(民間児童館活動事業で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組みを実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施	民間の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組みを実施
実施主体	市町村（特別区を含む）社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進の実施 ③地域の子育て関連情報の提供等の実施	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
実施形態	①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に講習を図る常設の場を設けて実施 ＜地域の子育て力を高める取組みの実施「加算」例：中高生等のボランティアの日常的な受入れ、世代間交流が異年齢児童との交流の継続的な実施、父親のグループづくり、公民館等へ職員が定期的に出向いて支援・見守りを行う＞	①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施 ＜地域支援活動の実施（公民館等に職員が出向き、親子交流やサークル活動の支援により地域支援活動を実施、地域支援活動のなかで重点的な支援が必要な家庭への対応＞ 保育士等（2人以上）	①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ＜地域の子育て力を高める取組みの実施「加算」＞
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2人以上）		子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1人以上）に児童館職員が協力して実施
実施場所	公共施設の空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション、アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設費等	週 3～4 日、週 5 日、週 6～7 日、1 日 5 時間以上	週 5 日以上 1 日 5 時間以上	週 3 日以上 1 日 3 時間以上

『厚生労働省資料より作成』

b) 放課後子どもプランの概要

放課後子どもプランは、地域社会のなかで放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として全小学校区において、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して平成 19 年度から実施する総合的な放課後対策事業です。各市町村で、域内の全小学校区において総合的な放課後対策事業の実施を図るため、放課後子どもプランの事業計画の策定に努めるものとされています。

《放課後子どもプランの概要》

		放課後子どもプラン推進事業	
事業内容	放課後子ども教室推進事業（新規）	放課後児童健全育成事業	
	＜文部科学省＞	＜厚生労働省＞	
趣旨	すべての子どもを対象に、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する。（地域子ども教室推進事業を廃止して、新規創設）	共働き家庭など留守家庭の概ね 10 歳未満の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る（児童福祉法第 6 条 2 第 2 項） 放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置）	
か所数	10,000 か所	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 原則としてすべての小学校区での実施をめざす </div>	
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども教室推進事業の取組みをふまえた推進 ○学習支援の充実 ○次年度からの取組み支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準開設日数（250 日）の設定 ○必要な開設日数の確保 ○適正な人数規模への移行促進 	

『厚生労働省資料より作成』

c) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室は、各市町村において教育委員会主導で、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、地域住民の参画を得て、子どもたちと共に学び、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動など総合的な放課後対策として実施することを目的としています。地域子ども教室推進事業を廃止し、新たに放課後子ども教室推進事業として創設されました。

市町村における事業実施については、教育委員会と福祉部局が連携して以下の内容に取り組むことが示されています。

《放課後子ども教室の実施にあたっての方向性》

■体制・役割

- (1) 行政関係者、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA、地域住民等で構成される運営委員会を設置する。
- (2) 運営委員会で安全管理や広報活動、地域の協力確保策など事業実施の検討・評価等を行う。
- (3) 基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携する。
- (4) 主管部局は実施にあたり、福祉部局と事前調整等、緊密な連携を図る。

■事業実施

- (1) 小学校区における実施等
 - ① 余裕教室や小学校跡地内など、学校諸施設の弾力的な活用に努める。
 - ② 小学校外で行う場合も引き続き実施できる。
 - ③ 教職員と事業関係者間で迅速な情報交換などの連携を十分図ること。
- (2) コーディネーターの配置
- (3) 様々な活動機会の提供
- (4) 放課後児童健全育成事業の対象事業に対する配慮

『文部科学省資料より作成』

碧南市においては、この放課後子ども教室推進事業に統合された地域子ども教室事業を、市内2か所（海浜水族館と青少年海の科学館）で実施しました。平成19年度から放課後子ども教室を市内に1か所開設する予定で、保護者へのアンケート調査などに着手しています（生涯学習課が所管）。また、児童クラブは定員を超えているクラブが多くなっており、放課後子どもプラン推進事業のなかで、児童クラブの役割の明確化と開所時間の延長などについても、連携を図りながら検討することが課題です。

《放課後子どもプラン推進のための連携方策》

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討→全市町村に設置

コーディネーターの配置【担当省:文部科学省】

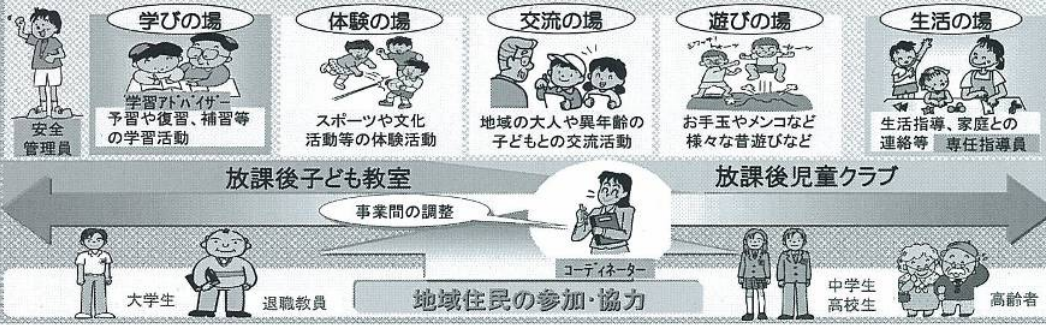
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 →全小学校区に配置

活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 →全都道府県・指定都市・中核市に設置

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 →全都道府県・指定都市・中核市で開催

『文部科学省資料』

(2) 碧南市におけるこれからの重点課題の整理

①重点課題

碧南市では、前述（P10～16を参照）のとおり、子育て家庭のもつ様々な負担感を軽減するための取組みを推進してきており、子育てを支援するサービス等について、基盤の整備に努めています。

《碧南市における子育て負担を軽減するための取組み（詳細はP10を参照）》

子育て家庭のもつ様々な負担感を軽減するための取組み

経済的負担の軽減 保育料軽減、医療費無料化

共働き世帯の支援 延長保育、休日保育、病後時保育、幼稚園の預かり保育、ファミリーサポート・センター事業、児童クラブ

非共働き世帯の支援（専業主婦家庭等） プチ保育（一時保育）、ファミリーサポート・センター事業

共働き世帯の支援として、小学校3年生までを対象とした児童クラブは、各小学校区で開設していますが、定員を上回るクラブが多くなっています。また、4年生以上の子どもの放課後の過ごし方で不安を抱えている共働き世帯も多いと思われます。

非共働き世帯を含めすべての子育て家庭の支援としては、プチ保育（一時保育）やファミリーサポート・センター事業を拡充または導入していますが、利用を促進する点が課題があります。あわせて、精神的な負担を軽減し、「孤育て」にならないように、また子ども同士がふれあう機会として、児童センターや保健センターでの育児相談、地域子育て支援センター事業等を実施していますが、より身近な場所で気軽に利用できるようにすることが特に重要な課題といえます。

上記のような状況をふまえるとともに、前述の国の示す「今後の少子化対策」から、これから重点的に取り組むべき課題は、歩いて行ける場所に、親子が集まれる場、親が相談や不安を聞いてもらえる場、子どもが放課後安心して過ごせる場など、子育て・子育てを支える拠点的功能を確保していくことといえます。そして、地域が関わることにより、子どもたちの元気が地域にも元気をもたらしてくれる地域づくりを進めていくことです。このような取組みが「家族と地域の絆の再生」につながり、4つのハートを包む、碧南市の次世代育成の目標です。

■ 専業主婦家庭などを含め、すべての子育て家庭の支援
 ■ 放課後の子どもの居場所づくり

▽

歩いて行ける範囲内(中学校区程度)に、子育て・子育ての支援拠点を1つ確保する

②重点課題の設定にあたって

a) 子どものいる世帯等の状況から

子どものいる世帯の転入は微増傾向が続いているとともに、ひとり親家庭や外国籍の子どもも微増しています。また、乳幼児健診や子育て支援事業のなかから、支援や見守りが必要な子ども・家庭も増加傾向であり、子育てについての不安感は多様化していると思われます。

b) 遊び場・子どもの居場所について

未就学児童と小学校低学年の保護者への次世代アンケートでは、子育て支援施策で力を入れてほしいこととして、「親子づれが安心していける場所」、「子どもが遊べるところ」などを確保してほしいという意見が多くみられます。

新川地区と西端地区では、「雨の日に遊べる場所がない」、「近くに遊び場がない」という回答が特に多くみられます。

児童センターを利用していない理由として、「近くにないから」という意見が多くみられ、近くに雨の日も遊べる、安心できる遊び場は児童センター等のない地区ではニーズが高いことがうかがえます。

《子どもの遊び場で感じること（上位5項目）》

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
未就学児童 (479人)	雨の日に遊べる場所がない (43.4%)	遊具の種類が充実していない (32.8%)	閉散として寂しい感じがする (26.3%)	近くに遊び場がない (25.5%)	不衛生である (22.3%)
小学生 (215人)	雨の日に遊べる場所がない (54.0%)	不衛生である (30.7%)	周辺の道路が危険である (25.6%)	遊具の種類が充実していない (23.3%)	近くに遊び場がない (20.0%)

※複数回答 『次世代アンケート』

c) 身近な場所とは

次世代アンケートでの保護者の保育園を選ぶポイントは「小学校区にあつて近いこと」が多く回答されています。子育て支援施設についても歩いて行ける範囲が、利用の促進につながるものにとらえて検討することが必要と思われます。

d) 地域が関わる子育て支援

次世代アンケートから、地域の子育て支援で必要なことについては、「声をかけあうなど積極的に子ども関わること」に対して、一般住民よりも回答率が高くなっており、子育てに地域が関わることを希望していることが伺われます。

また、地域力アンケート（P31以降を参照）でも、「声かけやあいさつ等安心感のある地域づくり」が必要という回答が特に多く、保護者側と地域側両面からも、地域での子育て支援について重要視する傾向が強く表れていることから、その具体的な方向性と手法を検討していくことが必要です。

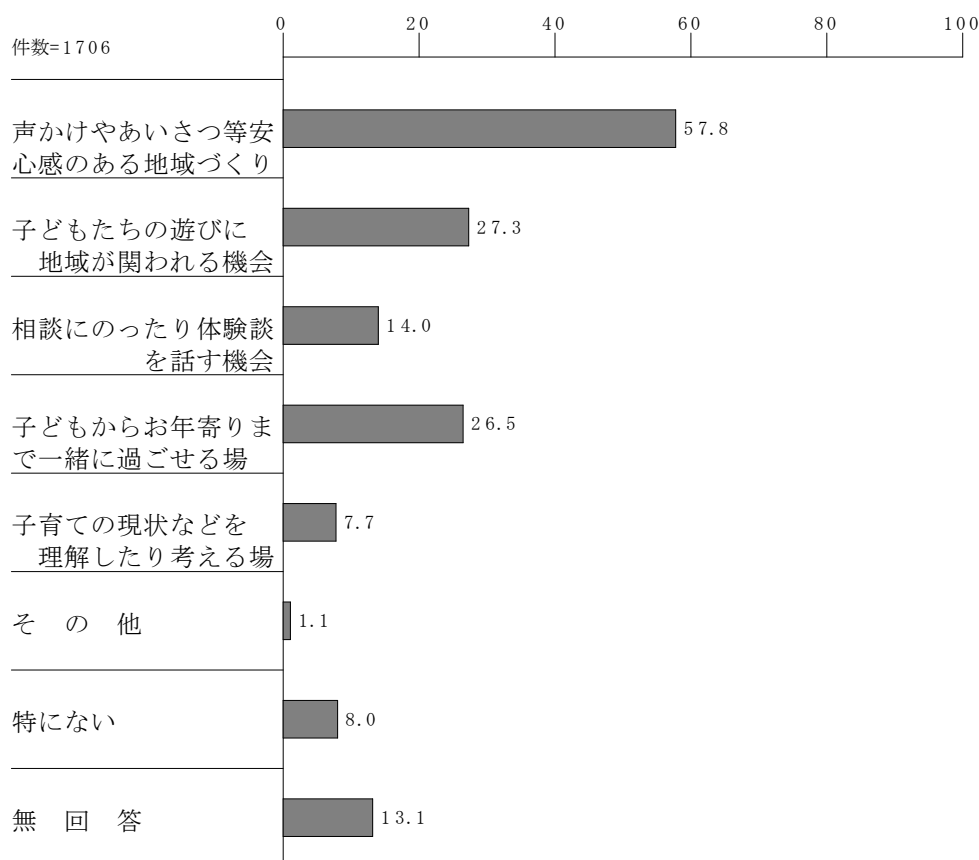
《地域の子育て支援で必要なこと》

	地域の子育て支援で必要なこと[%・複数回答]											
	全 体	声をかけあうなど積極的に子どもに関わる	一方的な考え方を変える	子どもがよくないことをしていたら注意する	子どもの遊びや活動などに積極的に関わる	育児などの悩みに相談に乗る	子どもが危険な目に遭いそうな場合に手助けする	急用の場合に一時的に子どもの世話をする	交通機関や施設利用時に子ども連れを手助けする	その他	特にない	無回答
未就学児童保護者	479	246	124	340	143	202	346	150	154	16	7	10
	100.0	51.4	25.9	71.0	29.9	42.2	72.2	31.3	32.2	3.3	1.5	2.1
小学生保護者	215	129	30	169	68	78	160	67	46	3	1	4
	100.0	60.0	14.0	78.6	31.6	36.3	74.4	31.2	21.4	1.4	0.5	1.9
一般住民	327	128	98	222	84	174	204	86	83	12	5	14
	100.0	39.1	30.0	67.9	25.7	53.2	62.4	26.3	25.4	3.7	1.5	4.3

『次世代アンケート』

《子育て支援で配慮すること》

問12 子育て支援のための配慮 [%・複数回答]



※地域力アンケートの詳細は P31 以降を参照

『地域力アンケート』